

高森町多目的広場つくしまつもと 使用要領



制定 令和6年12月

【問い合わせ先】

熊本県阿蘇郡高森町大字高森2168番地
高森町教育委員会事務局 社会体育係

目次

1	施設使用期間、使用時間、休場期間について	2
2	予約申込みについて	2
2 - 1	予約申込み方法について	2
2 - 2	使用許可通知書、納付書の発行、送付について	2
2 - 3	キャンセルについて	2
2 - 4	使用許可申請書	3
2 - 5	使用許可・変更・却下通知書	4
2 - 6	使用中止届出書	5
3	施設使用上の遵守事項について	6
3 - 1	共通遵守事項	6
3 - 2	倉庫及びトイレのカギの受け渡しについて	7
3 - 3	共有備品の使用について	7
3 - 4	照明の使用について	7
3 - 5	散水栓及び散水専用ホースの使用について	8
3 - 6	AEDの設置について	8
3 - 7	施設内でのケガ・事故・盗難等について	9
3 - 8	特記事項	9
4	施設料金表	9
5	コート及び照明区分図	10
6	プレイングタイマー照明操作盤操作方法	11

1 施設使用期間及び使用時間、休場期間について

- 施設の使用期間は、1月4日から12月28日まで。
- 施設の使用時間は、午前8時30分から午後9時まで。
- 施設の休場期間は、12月29日から1月3日まで。

2 予約申込みについて

2 - 1 予約申込み方法について

- 申請期間は、使用日の2か月前から3日前（開庁日に限る）までとする。
- 申請書は、3ページの「高森町多目的広場つくしまつもと使用許可申請書（様式第1号）」を高森町教育委員会にメール又は郵送、もしくは持参にて提出すること。（メール：tk-iinkai@tk-edu.net）

- 使用許可申請書（様式第1号）は熊本県高森町ホームページよりダウンロード、又は、高森町教育委員会事務局、草部出張所、野尻出張所で受取することも可能。施設の空き状況は同ホームページより確認すること。
- 電話での予約申込みは受け付けない。
- 高森町教育委員会事務局の予約申込み受付時間（平日8:30~17:15）
- 予約時刻が重なった場合は、申請書提出の先着順とする。

2 - 2 使用許可通知書、納付書の発行、送付について

- 施設使用料は、9ページを参照のこと。
- 施設の使用許可・変更・却下通知書（4ページ）と納付書は教育委員会事務局より送付。その後、納付期限までに高森町役場会計課及び草部出張所、野尻出張所、指定する金融機関で納入すること。

2 - 3 キャンセルについて

- キャンセルの場合は、必ず電話にて連絡後、使用中止届出書（5ページ）を提出すること。
（連絡先：高森町教育委員会事務局（電話 0967-62-0227））
- 当日キャンセルの場合は使用料金が発生する。ただし、次の場合を除く。
 - ・雨天、施設の都合等で利用できない場合
 - ・高温で、熱中症の危険があるためキャンセルした場合
 - ・天災のためキャンセルした場合
 - ・その他教育委員会が適当と認めた場合

2 - 4 使用許可申請書 様式第1号 (第2条関係)

高森町多目的広場つくしまつもと 使用許可申請書	管理 責任者	事務 局長	審議員	事務局 次長	係長	係
高森町多目的広場つくしまつもと条例施行規則第2条の規定により、下記のとおり申請します。						
1 使用目的						
2 施設の種類 内容及び単位	使用種目 () に○を記入 野球 () ソフトボール () サッカー () 多目的(種目:) (半面・全面)			夜間照明 (半灯 ・ 全灯)		
3 使用日時	年 月 日から		年 月 日まで		日間	
	時 分から		時 分まで		時間	
4 使用人員	人					
5 使用料	円	支払うべき金額		減免申請金額		差引
		円		円		円
6 減免申請の理由						
7 使用申込者	_____ 市 _____ 町 _____ 県 _____ 郡 _____ 村 _____ 番地					
	責任者氏名 _____ 電話番号 _____ _____ 年 _____ 月 _____ 日 高森町多目的広場つくしまつもと管理者 高森町教育長 _____ 様					
備考						

2 - 6 使用中止届出書 様式第3号 (第3条関係)

高森町多目的広場つくしまつもと使用中止届出書

年 月 日で使用許可通知がありましたが、下記理由により使用しなくなりましたので届け出ます。

記

使用許可を受けた日時 年 月 日から 年 月 日まで 日間
時 分から 時 分まで 時間

使用許可施設の種類内容及び単位 _____ 面
夜間照明 _____ 面

中止の理由 _____

年 月 日

高森町多目的広場つくしまつもと管理者
高森町教育長 様

使用申込者
住 所 _____
団体名 _____
氏 名 _____

3 施設使用上の遵守事項について

3-1 共通遵守事項

- 1 施設は、野球、ソフトボール、サッカーの他、全面を使用するスポーツ、レクリエーション、イベントに関して使用が可能。ただし、硬式野球は、打球が防球ネットを超えて隣接する施設や住宅及び人的な被害が予想されるため、金属バットの使用は認めない。その他、ゴルフで使用することも認めない。
子どもが施設を使用する際は、必ず指導者又は保護者が同伴すること。
- 2 使用時間を厳守し、時間内に準備及び片付け、清掃、レーキ・ブラシで整備を行い、ごみは持ち帰ること。
- 3 野球・ソフトボール以外の使用者は、野球・ソフトボールの内野コートにスパイクで入らないこと。入った場合、必ずグラウンド整備を行うこと。
- 4 施設の使用時間を厳守すること。
- 5 降雨後等、グラウンド状況が悪く使用後に原状復帰ができないと判断する場合は、使用しないこと。
- 6 設備、備品の無断使用や移動をしないこと。
- 7 ラインカーの使用後は、必ず元の位置に戻すこと。石灰は使用者で準備すること。
- 8 施設の駐車場を利用すること。それ以外の場所での駐車は厳禁。
- 9 夜間利用の際に、車のアイドリングや雑談等の騒音で近隣に迷惑をかけること。
- 10 この施設は防災拠点としての施設であるため、特別警報等が発令され、防災拠点として使用する必要が生じた場合は、一般の施設使用を中止する。
- 11 雷鳴が聞こえる等、落雷発生の可能性が生じた場合、直ちに活動を中断し、照明柱や高いものから離れ、閉め切った車内や建物等の安全な場所に避難すること。
- 12 倉庫内などの目の届かない場所で子どもを遊ばせないこと。もし、事故が起きた場合、教育委員会は一切の責任を負わない。
- 13 設備、備品を破損した場合は、速やかに高森町教育委員会事務局に届け出ること。原状回復又は損害賠償を請求します。
- 14 施設敷地内は全面禁煙とする。
- 15 トイレは自己処理型水洗トイレを設置しているため、排泄物やトイレットペーパー以外の異物は流さないこと。
- 16 使用後は、施設入り口の進入禁止ゲートを元の位置に戻すこと。
- 17 上記の遵守事項が守れない場合、次回からの使用を許可しない。

3 - 2 倉庫及びトイレのカギの受け渡しについて

カギの受け渡しについては以下のとおりとする。

受け渡し	平日使用の場合	休日(土・日・祝日)の場合
受け取り	使用日の 午前8時30分から午後5時までに 、教育委員会事務局にてカギを受け取る。 (0967-62-0227)	使用日の 午前8時30分から午後5時までに に役場代表電話番号に電話を入れ、日直担当職員からカギを受け取る。 (0967-62-1111)
返却	<p>【午後5時までに返却の場合】 教育委員会事務局に直接カギを返却する。</p> <p>【午後5時から午後5時30分までに返却の場合】 役場正面玄関自動ドア内の夜間ポストに返却する。</p> <p>【午後5時30分以降の返却の場合】 役場正面玄関設置の電話機から警備会社に連絡し、自動ドア内の夜間ポストに返却。(受話器を上げると自動で警備会社につながる。)</p>	<p>【午後5時15分までに返却の場合】 役場正面玄関設置の電話機から役場に連絡し、日直担当職員に返却。(受話器を上げると自動で日直担当職員につながる。)</p> <p>【午後5時15分以降の返却の場合】 役場正面玄関設置の電話機から連絡し、自動ドア内の夜間ポストに返却。(受話器を上げると自動で警備会社につながる。)</p>

3 - 3 共有備品の使用について

- 1 ベースの使用後は、所定の位置に戻すこと。
- 2 サッカーゴールを使用する場合は、転倒事故防止対策として必ず砂袋を設置して使用すること。
- 3 使用したサッカーゴールは、所定の位置に戻し、突風対策として砂袋を必ず設置すること。

3 - 4 照明の使用について

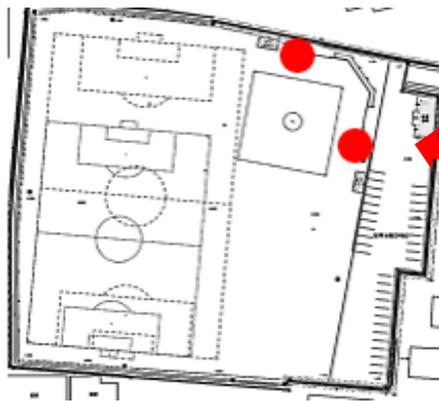
照明使用の許可を得た使用者には、使用許可・変更・却下通知書(4ページ)により、使用時に必要となる照明使用番号を交付する。使用手順については、11ページ以降を参照すること。

3 - 5 散水栓及び散水専用ホースの使用について

倉庫内に散水専用ホースを設置しており、使用時に隣接する住宅へ砂埃が懸念される場合等は、カギで開錠し、グラウンド内（2ヶ所）に設置している散水栓に専用ホースを連結し散水すること。また、使用後の散水専用ホースは、水洗い及び水抜きをし、所定の位置に戻すこと。使用後は、教育委員会事務局まで使用した旨を報告すること。



散水専用ホース



散水栓



3 - 6 AEDの設置について

AEDは、倉庫（1ヶ所）に設置しており、倉庫のカギで開錠し使用できる。使用後は、教育委員会事務局まで使用した旨を報告すること。



AED



3 - 7 施設内でのケガ・事故・盗難等について

施設内（駐車場含む）でのケガ・事故・盗難等について、教育委員会は一切の責任を負わない。

3 - 8 特記事項

施設に不備が見つかった場合、教育委員会事務局まで報告すること。

4 施設料金表

施設名	用途区分		使用料（1時間）	
			町内者	町外者
高森町多目的 広場つくしま つもと	野球 ソフトボール	照明なし	1,000円	2,000円
		照明あり(半灯)	1,700円	3,400円
		照明あり(全灯)	2,000円	4,000円
	サッカー	照明なし	500円	1,000円
		照明あり(半灯)	900円	1,800円
		照明あり(全灯)	1,300円	2,600円
	多目的半面	照明なし	500円	1,000円
		照明あり(半灯)	900円	1,800円
		照明あり(全灯)	1,300円	2,600円
	多目的全面	照明なし	1,000円	2,000円
		照明あり(半灯)	1,800円	3,600円
		照明あり(全灯)	2,000円	4,000円

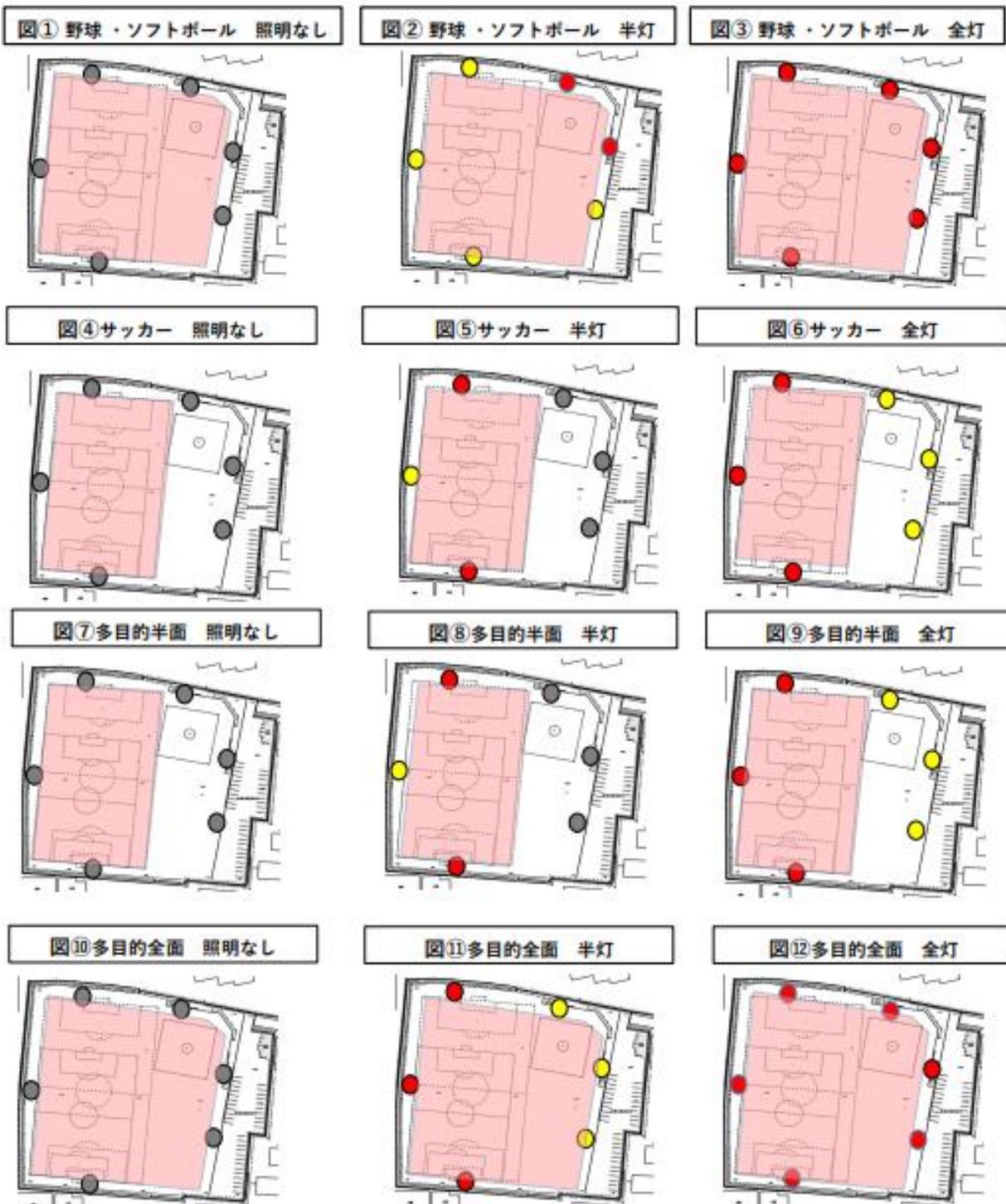
備考 使用時間は1時間単位とし、1時間に満たない場合は1時間とみなす。

5 コート及び照明区分図

照明を使用する場合は、下記の図及び施設料金表を参照すること。

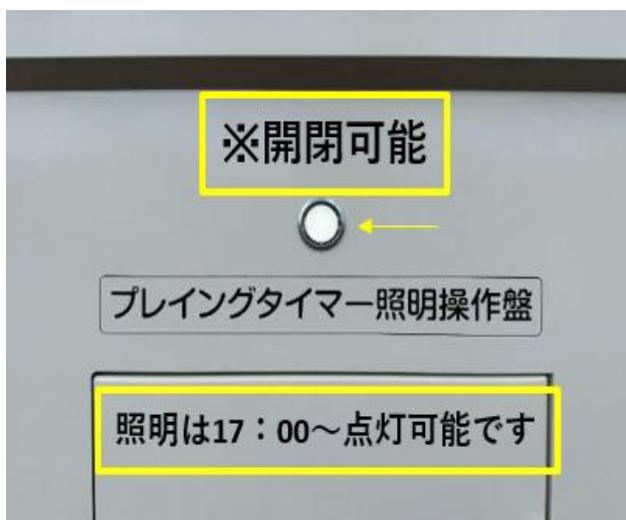
※照明柱は6本 照明柱1本にLEDランプは12灯

 使用範囲
  照明ランプ12灯中12灯点灯
  照明ランプ12灯中6灯点灯
  照明ランプ0灯



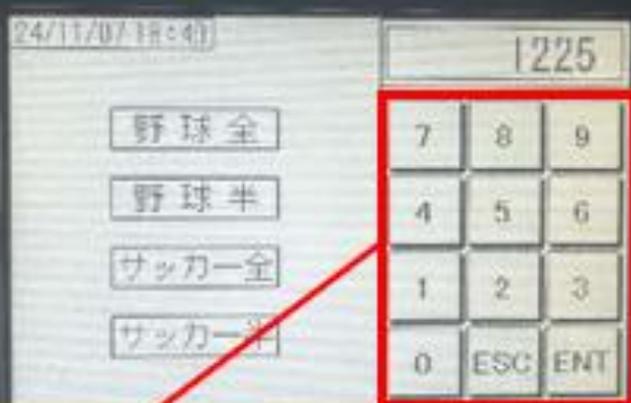
6 プレイングタイマー照明操作盤操作方法

扉の開閉操作（午後4時～午後8時55分まで操作可能）



照明の点灯方法

照明の点灯



24/11/07 18:40 1225

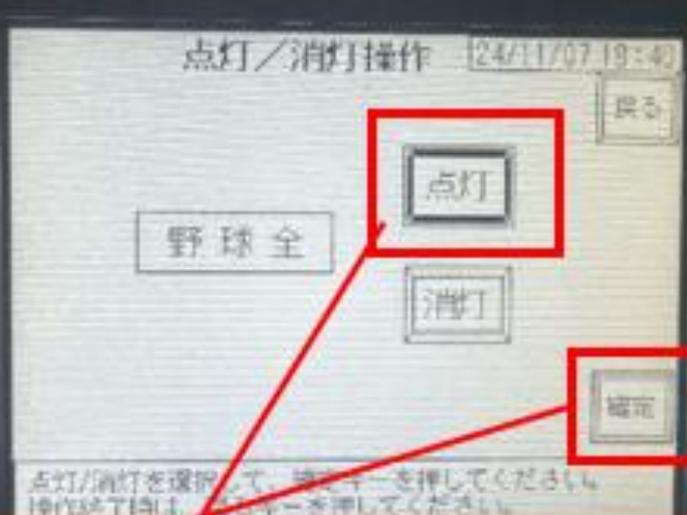
野球全
野球半
サッカー全
サッカー半

7 8 9
4 5 6
1 2 3
0 ESC ENT

照明使用番号を入力し「ENT」を押してください。
間違えた場合は「ESC」を入力してください

①

点灯/消灯操作



24/11/07 19:40 戻る

野球全

点灯
消灯

確定

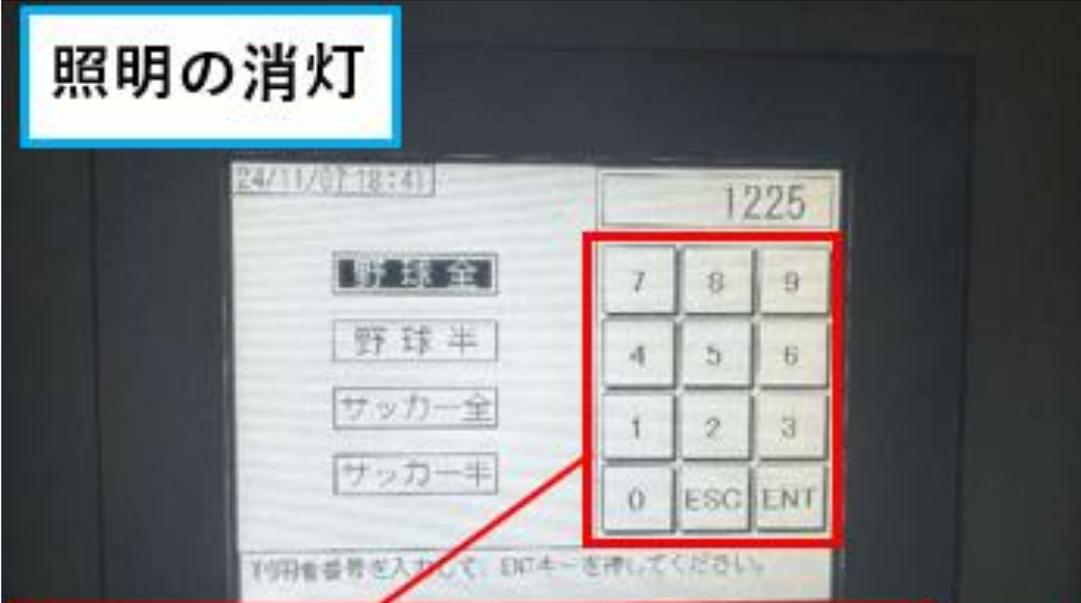
点灯/消灯を選択して、決定キーを押してください
操作終了時は、ESCキーを押してください

「点灯」を押し
「確定」で照明を点灯できます

②

照明の消灯方法

照明の消灯

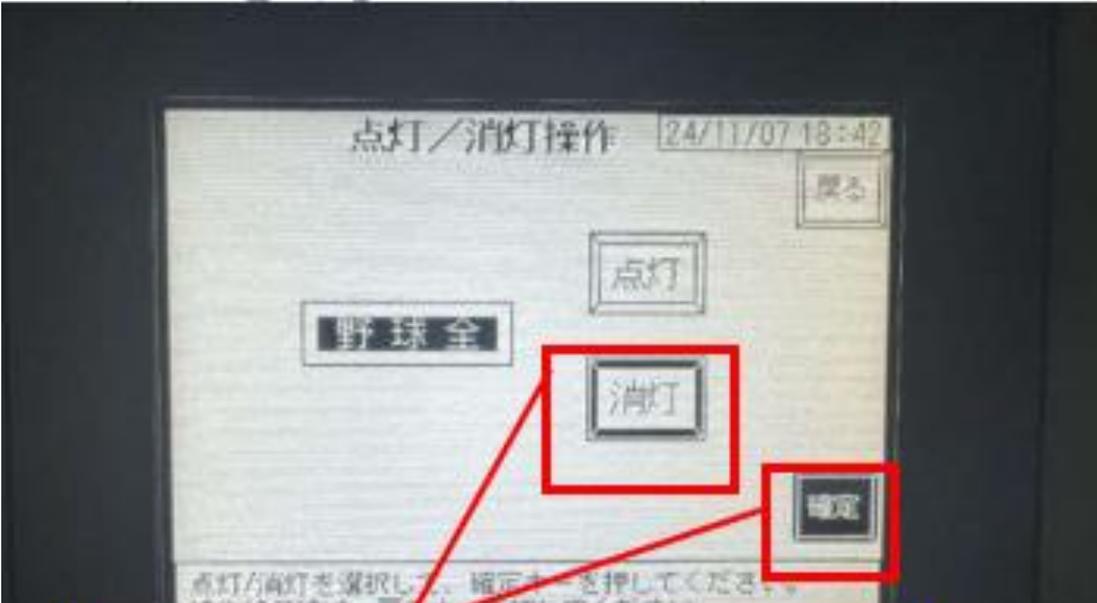


The screenshot shows a control panel with a numeric keypad and several buttons. The keypad is highlighted with a red box. The buttons are labeled: 野球全, 野球半, サッカー全, サッカー半. The numeric keypad has buttons for 7, 8, 9, 4, 5, 6, 1, 2, 3, 0, ESC, and ENT. A red arrow points from the ENT button to the instruction box below.

照明使用番号を入力し「ENT」を押してください
間違えた場合は「ESC」を入力してください

①

点灯/消灯操作



The screenshot shows a control panel with a '点灯/消灯操作' (Lighting/Extinction Operation) screen. The screen displays '野球全' and '点灯' (Lighting) buttons. The '消灯' (Extinction) button is highlighted with a red box. A red arrow points from the '消灯' button to the instruction box below. Another red box highlights the '確定' (Confirm) button.

「消灯」を押し
「確定」で照明を消灯できます

②

照明の消灯



終了時刻の5分前に終了を知らせる
回転灯が点灯します



終了時刻から5分間は残置灯が点灯します
21時には完全消灯しますので、
余裕をもった片付けをお願いします